

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	新宿区学童クラブの児童指導業務の委託について（情報項目の追加）
----	---------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課： 子ども家庭部子ども総合センター）

事業の概要

事業名	新宿区学童クラブの児童指導業務
担当課	子ども総合センター
目的	平日の午後6時以降や長期休業中の午前9時以前の延長保育等民間による柔軟な運営により多様な保育需要に応えるため
対象者	保護者の就労や疾病等の理由により、家庭において継続的に適切な保護が受けられない区内居住の小学生
事業内容	<p>【対象学童クラブ】</p> <p>区学童クラブ 全27所（定員 合計1,345名）</p> <p>【事業内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学童クラブ登録児童の遊びと生活の指導 <ol style="list-style-type: none"> (1) 出欠の確認 (2) 連絡帳の確認と家庭への連絡事項の記述 (3) おやつ準備及びおやつ指導 (4) 館外活動への引率 (5) 学童クラブだよりの作成 (6) 保護者会の開催 2 業務報告書の作成 3 利用実績の報告 <p>[情報項目の追加]</p> <p>対象児童の保護者からの強い要望に応えるため、事業者処理させる情報項目に「対象児童の保護者のメールアドレス（希望者に限る。）」を加え、メールでのやりとりができるよう、体制を整える。</p> <p>《メール送受信の内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学童クラブからは、学童クラブの保護者会やイベントなど個人情報を含まない情報を一斉送信する。 ・ 対象児童の保護者からは、急な欠席の連絡や帰宅時間（学童クラブ登所時間）の変更などが、各学童クラブに送信される。 <p>（想定対象者数1,409名：平成27年4月1日現在登録児童数）</p>

件名 新宿区学童クラブの児童指導業務の委託について (情報項目の追加)

保有課(担当課)	子ども総合センター
登録業務の名称	学童クラブ
委託先	<ul style="list-style-type: none"> ○ 株式会社ニチイ学館 (東五軒町) ○ 株式会社サクセスアカデミー (薬王寺) ○ NPO法人ワーカーズコープ (中町、北山伏、榎町、早稲田南町、落合第四小学校内) ○ テンプスタッフ・ウィッシュ株式会社 (百人町、戸山小学校内、落合第一小学校内、本塩町、北新宿第二、信濃町、四谷第六小学校内、東戸山小学校内、大久保小学校内) ○ 株式会社プロケア (西落合) ○ 株式会社日本デイケアセンター (西新宿) ○ 株式会社キッズベースキャンプ (高田馬場第二、戸塚第二小学校内、中井) ○ 社会福祉法人新栄会 (富久町) ○ 株式会社テnderラビングケアサービス (子ども総合センター内)
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	<p>【学童クラブ登録児童に係る情報項目】 氏名、性別、学校名、学年、生年月日、学校及び学童クラブ実施場所から自宅までの経路を示す略図、卒園した保育園又は幼稚園の名称、保育年数、連絡事項(健康状態、発育状況等)、かかりつけ医療機関の名称</p> <p>【上記登録児童の保護者に係る情報項目】 住所、氏名、児童との続柄、電話番号、勤務先(名称及び電話番号)、勤務状況(月当たりの日数及び時間)、メールアドレス(希望者に限る。)</p> <p>【上記登録児童の同居家族に係る情報項目】 氏名、保護者との続柄、年齢、電話番号、勤務している場合の勤務先、在学している場合の学校名、帰宅時間</p> <p>【上記登録児童の災害時引き取り代理人に係る事項】 氏名、保護者との続柄、連絡先(名称及び電話番号) ※ 下線部分は、本審議会追加する情報項目である。</p>
処理させる情報項目の記録媒体	紙及び電磁的媒体
委託理由	平日の午後6時以降や長期休業中の午前9時以前の延長保育等民間による柔軟な運営により、多様な保育需要に応えるため
委託の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 学童クラブ登録児童の遊びと生活の指導 月～金曜日：放課後～午後7時 土曜日：午前8時～午後7時 (榎町・早稲田南町・西新宿・富久小学校内については、日曜祝日も午前8時～午後7時) 長期休業期間：午前8時～午後7時 2 業務報告書の作成 3 利用実績の報告
委託の開始時期及び期限	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで(以降継続) ※ 希望する保護者のメールアドレスに係る取扱いは、審議会了承後以降とする。
委託にあたり区が行う情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。 2 提供された情報(利用申請書等上記項目が記載された書類)の管理・保管状況については、随時、確認する。

<p>受託事業者に行わせる情報保護対策</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告する。 2 提供された情報（利用申請書等上記項目が記載された書類）については、緊急対応時に限り使用する。ただし、メールアドレスについては、緊急対応時及び業務運営上必要時に限り使用する。 3 提供された情報（利用申請書等上記項目が記載された書類）については、利用者の立ち入らない事務室において、施錠できるキャビネット等に保管する。 4 電磁的媒体の処理に係るパソコンの使用に際してはパスワードを設定し、指定された従事者のみ操作できるようにする。 5 委託業務の実施場所以外の場所において、上記情報項目に係る個人情報の出し入れを行わせない。 6 日々の委託業務の終了後は、委託業務の実施場所に個人情報に係わる書類の置き忘れがないよう、複数の職員で状況を確認させる。 7 委託業務の履行にあたり不要となった個人情報は、速やかに区に返還させ、パソコン内の委託業務に係る個人情報については消去させ、区職員が消去の確認を行う。
-------------------------	---

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 6 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 7 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 8 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 9 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

- 10 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成

した個人情報記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

(業務に関する報告)

11 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査)

12 乙は、業務に関する個人情報の管理状況について、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

13 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

14 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

15 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

16 乙は、第1項から第14項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。